

〈里尻地区〉

## 都市計画法第58条の2第1項の規定に基づく届出

都市計画法第58条の2様式による届出書には、次の図書を添付してください。

- ① 位置図  $S = 1 / 2, 500$  程度  
(地区の区画が入っているもので、位置を明示)
  
- ② 土地利用計画図  $S = 1 / 250$  以上
  - ・建築物の建築又は工作物の建設の場合は、  
平面図  $S = 1 / 200$  程度 及び  
立面図  $S = 1 / 200$  程度が必要です。
  - ・かき又はさくを設置する場合は、土地利用計画図・立面図  
等にその内容（仕様等）を明示してください。  
(後日設置する場合は新たに地区計画の届出が必要となります。)
  
- ※ 面積計算表（敷地面積、建築面積、延べ面積）を明記  
してください。
  
- ③ 委任状（届出者が申請手続きについて代理人を定められる場合）
  - ・連絡先（電話番号等）及び担当者名を記入してください。
  
- ④ 届出書の部数 正1部、副1部

※ 「届出者」とは、地区計画の区域内で建築等の行為を行おうとされる方（＝建築主等）をいいます。

※ 当該行為に着手する日の30日前までに提出してください。

※ 景観に配慮する内容は、景観法に基づく宇治市景観計画「世界遺産背景地地区」の各基準を目安にしてください。